

日本看護協会、日本医療機能評価機構医療事故防止事業部、
日本医療安全調査機構医療事故調査・支援事業部、
日本医療機能評価機構産科医療補償制度運営部、日本訪問看護財団、
日本助産評価機構が、医療安全に関する最新情報を紹介します。

医療安全 トピックス TOPICS

Vol. 185

吉田 ちひろ

日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

医療安全の確保・推進に向けた 2026年度の日本看護協会の取り組みについて

日本看護協会の医療安全事業は、看護が提供されるあらゆる場での安全の確保と推進および看護の質の向上をめざして、事故の未然防止・再発防止の視点で取り組みを進めています。今回は、医療安全を取り巻く最近の国の動きを紹介するとともに、2026年度事業を概観します。

●医療安全を取り巻く国の動き

2025年は、医療事故の再発防止を目的とした「医療事故調査制度」の施行から10年という節目の年でした。厚生労働省において「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」が設置され、同制度の見直しのみならず、医療安全に係る施策全般を振り返り、今後の進め方についての議論が重ねられました。

12月に公表された検討会の報告書^{★1}では、医療安全施策に係る現状と課題を整理し、医療機関における医療安全管理体制と医療事故調査制度に関する具体的な今後の方向性が示されました。今後の方向性としては、医療安全管理者の制度上の位置づけの明確化および資質向上や、医療安全に関するネットワークの構築、さらに医療事故調査制度に関する支援団体等による支援の充実などに言及しています。

●2026年度の医療安全事業について

日本看護協会(以下：本会)は、これらの国の動きを踏まえつつ、2026年度も引き続き、「事故の未然防止・再発防止に向けた取り組みの推進」と「事故発生時ならびに事故の再発防止に向けた支援」を軸と

して事業を展開する予定です。以下に実施予定の事業の一部をご紹介します。

●事故の未然防止・再発防止に向けた 取り組みの推進

・「世界患者安全の日」に関連した取り組み

「世界患者安全の日」(9月17日)は、2019年のWHO(世界保健機関)の総会にて制定され、患者安全を促進することへの人々の意識・関心を高め、国際的な理解を深めるとともに、加盟国間の連携や行動に取り組むことを目的としています。

本会は2020年度から本キャンペーンに参画し、公式ホームページやポスター等の各種媒体を用いて、普及活動を推進しています。2026年度も引き続き、本会ビルのライトアップ(キャンペーンカラーのオレンジ色)やポスター作成等、看護関係団体や患者会等と協働し、患者安全の推進および国民の意識・向上につながるよう呼びかけていきます。

・「医療安全推進週間」に関連した取り組み

厚労省は、毎年度11月25日(いい医療に向かって

★1 厚生労働省ホームページ、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67752.html

GO)を含む1週間を「医療安全推進週間」と定めています。医療安全推進週間は、「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動(ペイシェント・セーフティ・アクション)」の一環として、医療機関や医療関係団体等の取り組み推進をはかり、また、これらの取り組みについて、国民の理解や認識を深めることを目的としています。

2026年度、本会では、厚労省が作成した医療安全推進週間に関するポスターの掲示等を通じて、同週間の認知度向上をはかり、患者側・医療側を含む国民全体に対し医療安全への関心を持っていただくよう取り組んでまいります。

・関連団体が公表する医療安全情報の提供

医療安全にかかわるさまざまな関連団体や公的機関から、医療事故の再発防止や医療の質の向上をめざして情報提供がなされています。例えば、日本医療安全調査機構は医療事故の再発防止に関する提言・警鐘や医療事故調査制度の現況報告等、医薬品医療機器総合機構(PMDA)は医薬品や医療機器等に関する安全性情報や回収情報等、日本医療機能評価機構は医療機関から報告された医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の収集・分析結果等を報告書としてまとめ、公表しています。このような医療安全情報について、本会は都道府県看護協会と連携し、また本会公式ホームページなどの広報媒体を通じて、現場の看護職の皆さんに役立つような医療安全情報を、引き続き発信していきます。

このほか、質の高い医療安全管理者を全国規模で養成することを目的とした「医療安全管理者養成研修」や「看護職賠償責任保険制度研修会」も継続して実施する予定です。

・「看護職賠償責任保険制度」の意義・役割の普及啓発 昨今、医療機関だけではなく、看護職本人が直接

訴えられる事案も発生しており、それは日常生活が一変するほどの大きなリスクであることをお伝えしています。本会では「看護職賠償責任保険制度」を創設し、医療安全にかかわる出来事や医療事故が発生した場合の相談対応・支援など、経済的な補償だけでなく、精神的なサポートが受けられる体制も構築しています。日々の業務で起こり得るリスクやトラブルに備え、安心して仕事を続けるための手段の1つとして看護職賠償責任保険への加入を推奨しています。詳しくは看護職賠償責任保険制度ホームページ^{★2}をご覧ください。

●事故発生時ならびに

事故の再発防止に向けた支援

・医療事故調査制度における支援団体としての役割発揮

本会と都道府県看護協会は、医療事故調査制度に関する医療事故調査等支援団体であり、医療機関の要請に応じて、医療事故調査(院内調査)に必要な専門家の派遣を行っています。本会は支援団体として、看護の立場から外部委員としてかかわる専門家の役割等について理解を深められるよう、2023年度より都道府県看護協会の専門家派遣に係る担当者との情報交換会を開催してきました。2024年度からは専門家にもご参加いただき、専門家と支援団体の各立場から派遣時の対応や活動の実際について情報提供を受けました。さらに2025年度は、他職種から看護の専門家に期待される役割や活動等について共有しました。

2026年度は、日本医療安全調査機構と連携し、医療事故調査制度における院内調査に、看護の立場で外部委員としてかかわる専門家の役割や活動、専門家への支援を行う際に備えておく知識や情報等に関するオンデマンド教材の作成・配信等を予定しています。

★2 看護職賠償責任保険制度ホームページ、<https://li.nurse.or.jp/>